

21教健第650号

平成21年10月22日

各教育事務所長・支所長  
各 県 立 学 校 長  
豊橋市立豊橋高等学校長  
豊田市立豊田養護学校長  
殿

愛知県教育委員会教育長

新型インフルエンザに関する対応（臨時休業の目安）について（通知）

このことについては、平成21年8月27日付け21教健第531号で「臨時休業の考え方」を示し、措置決定の際の参考とするよう目安を通知したところ  
です。

その後、全国的に患者数が増加したことを踏まえ、平成21年9月24日には  
厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部から、地域ですでに感染が拡大し  
ている時に行う臨時休業は、一般には地域への感染拡大を抑える効果が限られ  
るとの考え方が示されました。

本県においては、インフルエンザの流行は急拡大しており、10月8日に「イ  
ンフルエンザ警報」が発令され、現時点では県内の多くの地域において、警報  
レベルを超える患者報告数となっております。

したがって、今後は、従来から実施されている感染拡大防止対策を徹底しつ  
つ、各学校における運営上の影響を考慮して、臨時休業の意志決定の際には、  
季節性インフルエンザに準じて対応することも含め、先に示した措置の目安を  
弾力的に運用してください。

なお、各教育事務所・支所にあつては、管内の市町村教育委員会へ周知をお  
願いします。

担当 健康学習課保健・給食グループ

電話 052-954-6794

FAX 052-954-6965